

別表第1 (第2条関係)

別記1 (改正前)

事業の区分	事業の内容
1 木造住宅耐震事業	<p>建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(平成18年1月25日 国土交通省告示第184号別添。以下「技術上の指針」という。)に基づき、木造住宅の耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的として、修繕又は模様替えをすることをいう。以下同じ。)の計画(以下「補強計画」という。)であって、当該補強計画に従い耐震改修を行うことにより、I_w(木造の建築物の地震に対する安全性の評価の結果を指標として数値化したものをいう。以下同じ。)が1.0未満から0.3以上向上し、かつ、1.0以上になると認められる補強計画(免震工法その他の特殊な工法を採用する場合は、同等以上の効果があると市長が認めるものに限る。)を建築士事務所に所属する静岡県耐震診断補強相談士が作成し、当該補強計画に基づき耐震改修を実施する事業をいう。</p> <p><u>ただし、別表第6に定める在宅避難促進割増の条件に該当する住宅について別表2の1の項補助金の額の欄ただし書の規定を適用する場合にあっては、この表中「1.0未満から0.3以上向上し、かつ、1.0以上」とあるのは「0.7未満から1.2以上」とする。</u></p>
2 (略)	(略)
3 (略)	(略)
4 (略)	(略)
5 (略)	(略)
6 (略)	(略)
7 (略)	(略)

事業の区分	事業の内容
1 木造住宅耐震事業	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(平成18年1月25日 国土交通省告示第184号別添。以下「技術上の指針」という。)に基づき、木造住宅の耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的として、修繕又は模様替えをすることをいう。以下同じ。)の計画(以下「補強計画」という。)であって、当該補強計画に従い耐震改修を行うことにより、Iw(木造の建築物の地震に対する安全性の評価の結果を指標として数値化したものをいう。以下同じ。)が1.0未満から0.3以上向上し、かつ、1.0以上になると認められる補強計画(免震工法その他の特殊な工法を採用する場合は、同等以上の効果があると市長が認めるものに限る。)を建築士事務所に所属する静岡県耐震診断補強相談士が作成し、当該補強計画に基づき耐震改修を実施する事業をいう。
2 (略)	(略)
3 (略)	(略)
4 (略)	(略)
5 (略)	(略)
6 (略)	(略)
7 (略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

事業の区分	補助金の額
1 木造住宅耐震事業	<p>1戸（長屋及び共同住宅にあつては、1棟（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する一の建築物をいう。以下同じ。）を1戸とみなす。以下同じ。）ごとに、次に掲げる補助額算定方法の合算額とする。ただし、木造住宅補強計画策定事業（平成31年3月31日までこの要綱に基づき行っていた、木造住宅の補強計画作成に関する補助事業をいう。）を行った住宅については、木造住宅補強計画策定事業で交付された補助金額を合算額から差し引くものとする。</p> <p><u>（1）1戸ごとに、当該事業に要する経費に10分の8を乗じて得た額と100万円とを比較して、いずれか少ない額とする。</u></p> <p><u>（2）別表第6に定める在宅避難促進割増の条件に該当する場合に限り、補助対象経費の額から前号で算定した額を控除した金額と15万円とを比較していずれか少ない額とする。</u></p>
2 (略)	(略)
3 (略)	(略)
4 (略)	(略)
5 (略)	(略)
6 (略)	(略)
7 (略)	(略)

事業の区分	補助金の額
1 木造住宅耐震事業	1戸（長屋及び共同住宅にあつては、1棟（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する一の建築物をいう。以下同じ。）を1戸とみなす。以下同じ。）ごとに、当該事業に要する経費に10分の8を乗じて得た額と100万円とを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、木造住宅補強計画策定事業（平成31年3月31日までこの要綱に基づき行っていた、木造住宅の補強計画作成に関する補助事業をいう。）を行った住宅については、木造住宅補強計画策定事業で交付された補助金額を合算額から減じた額とする。
2 (略)	(略)
3 (略)	(略)
4 (略)	(略)
5 (略)	(略)
6 (略)	(略)
7 (略)	

在宅避難促進割増の条件 (次に掲げる要件のすべてを満たす住宅とする。)

1 (1) 寝室、居間その他出入口周辺にある家具で、地震により転倒する可能性のある家具が固定されていること。

(2) 次のアに該当し、かつ、イからオのいずれかに掲げる耐震補強のPR等が実施されていること。

ア 工事期間中の耐震補強PR看板の設置

イ 工事期間中の工事現場見学会の実施

ウ 工事完成後の完成見学会の実施

エ 市長に工事完了後に住宅所有者等が耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文章及び耐震補強後の住宅の写真の提出

オ その他耐震補強のPRに有効であると市長が認めるもの

2 前項に規定する事業にあつては、次に掲げる書類等を提出するものとする。

(1) 前項第1号に規定する家具の配置がわかる図面及び家具の配置並びに家具を固定したことが分かる写真

(3) 前項第2号に規定するPR等を実施したことを証する書類

